

市内障害福祉サービス等事業者 様

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

緊急事態宣言の解除に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言について、令和 2 年 5 月 14 日に本県は解除となりました。

つきましては、これまでの臨時的な取扱いや感染拡大防止の取り組みについて、以下のとおりとします。

また、引き続き感染拡大防止への取り組みをお願いいたします。

記

1 臨時的な取扱いについて

【全サービス共通】

○事業所から利用者等に対する利用を控える旨の協力依頼→令和 2 年 5 月 31 日まで

【放課後等デイサービス】

○学校等の臨時休業に伴う休業日単価の取扱い

【市立小中学校、市立高等学校】令和 2 年 6 月 1 日より通常の取扱い

【特別支援学校等の県立学校】当面の間継続

(分散登校している児童も休業日単価となります)

※浜松市で支給決定している児童の取扱いとなります。他市町村が支給決定している児童の取扱いは各支給決定市町村に確認をお願いします。

※その他の柔軟な対応は、当面の間継続し、取扱いを変更する際に通知します。

2 感染拡大防止の取り組みを実施したうえでの事業所の運営について

(1) 令和 2 年 5 月 4 日の国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において示された「新しい生活様式」や、5 月 15 日に本県において決定された「静岡県実施方針」の周知と取り組みの実施についてお願いします。

(2) 以下の国通知の内容を再度ご確認ください、取り組みの実施をお願いします。

- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安の改訂について」令和 2 年 5 月 11 日事務連絡
- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の発生時の具体的な対応について」令和 2 年 5 月 4 日事務連絡
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その 2)」令和 2 年 4 月 7 日事務連絡

- ・「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）について」令和2年3月24日事務連絡
- (3) 施設で感染者等が発生した場合の対応について
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」令和2年4月7日事務連絡に基づき、保健所に連絡し、指示に従い、障害保健福祉課、家族等に報告してください。
- (4) PCR検査を行う又は行った場合の対応について
令和2年3月12日浜健介第1141号により対応してください。

3 学校等の対応（令和2年5月15日現在）

- (1) 市立小中学校、市立高等学校
 - ・・・5月18日（月）から段階的に再開、6月1日から通常登校
- (2) 特別支援学校等の県立学校
 - ・・・5月25日（月）から分散登校による再開
（6月中旬に分散登校の解除等について検討）
- (3) 市立幼稚園・・・5月18日（月）から段階的に再開、6月1日（月）から通常登園
- (4) 保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ・・・登園自粛の要請を5月31日（日）まで継続、6月1日（月）から通常開所

※報酬算定について、（1）は6月1日から授業終了後の単価で算定、（2）は県教育委員会が分散登校を解除するまでは休業日の単価で算定してください。

4 その他

今後、国や県、市内の感染の状況を踏まえて対応等が変更する可能性があります。
その際は、別途通知します。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課 指導グループ 電話 4 5 7 - 2 8 6 0
--